

開会（9：00）

- 松島和久委員長 それでは、定刻となりましたので、会議のほうを始めさせていただきますと思います。

皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、御報告いたします。

本日、常任委員会を傍聴したい旨の申出があり、委員長において、委員会条例第19条第1項の規定により、これを許可しておりますので、御了承を願います。

それでは、会議に入ります。

請願第1号「日本政府に国際条約「核兵器禁止条約」発効に期して、直ちに署名・批准を求める意見書採択の請願」について、審査を行います。

本件につきましては、3月16日に第1回目の審査を行っており、本日は第2回目の審査となります。

前回の審査では、紹介議員である深田委員と請願者である成瀬様よりそれぞれ趣旨説明をいただき、各委員は検討してくるようになっておりました。

それでは、各委員より御意見の発言をお願いいたします。

- 内田修司委員 まず、前回いただいた資料をもう一回読み込ませていただきまして、それによって、幾つかの新たな知識を理解し直したというところではございます。

この意見書もしくは請願の中にありますように、焼津市議会としましては、過去に本件というか似たような件で2回意見書を採択しているという状況もありますので、今回、国連で正式に核兵器禁止条約発効という立場になったので、新しい状況が生まれたという中で、何らかの意見書を出す、採択するという点に関しては、個人的には賛成の立場ではあるんですが、今回はあくまでも提案いただいた意見書を採択するかどうかというところの請願ではありますので、この意見書案について、あくまでも内容について、若干分からないところと気になる点がありますので、できたらその点を議論というか、教えていただきたいところもあるというところではございます。

幾つかあるので、1つずつ挙げさせていただきたいんですが、まず、意見書案の3行目から4行目に当たるところの一文なんですけど、主語がここに欠けているところがあって、要は条約発効で、核兵器開発、実験、製造、取得、貯蔵、使用、威嚇の全ての行為が明確に禁止されたのですという表現をされているんですけど、ここの主語が明確でないので、要は、そうは言っていないんだと思うんですが、取ろうと思えば全世界の国々が禁止されたというふうにも取れるし、正確には、多分、条約批准国に効力が発効するところだと思ってしまうんですけど、まずというか、第一にそこに気になっている点があります。幾つかあるんですけども、取りあえずそこをまず。私の理解が正しいのかどうなのかも含めて、もし分かれば教えてください。

- 深田百合子委員 主語がないのではないかと。

これはあくまでも案ですので、この文言を修正したほうが良いということでありましたら、また御意見をいただきたいと思います。

3行目の条約発効でというところが主語になっていないということだと思います。例

例えば藤枝市議会では、条約ではということ述べています。それで、富士宮市議会では、条約はということになっておりますので、条約発効でというところが主語になっていないよということでありましたら、「条約は」で修正していただければいいかなと思います。

以上です。

- 内田修司委員 なかなか難しいところなんですね。頂いた赤十字国際委員会の資料で、細かいことを言って申し訳ないんですけど、資料の2枚目の真ん中辺りに、条約によってどんなことが禁止になりますかという中の分で、結局、条約の効力は2021年1月22日から発生し、批准または加入した、この時点で52の国なんですけど、52の国や地域に対して法的拘束力を持ちます。

さらに翌ページに行くと、各国に核兵器を廃棄する義務を課すものかという質疑に対して、はいでもあり、いいえでもあるということで、禁止されたのですまで言い切るところが非常に気になるころではあります。それは意見です。

次に行かせてもらおうと、8行目のところに、これは事実だからこのような並べ方をされたんだと思うんですけど、私たちの国は、戦争による広島・長崎被爆、平和の海での漁業操業中のビキニ水爆実験被災、ここに福島原発被災を体験して挙げられているんですけど、表題の核兵器禁止条約に原発被災は直接は関係ないと思うんですが、ここにあえてこれを入れたことの意図の理解が難しいんですけど、そこは何かあるんでしょうか。

- 深田百合子委員 今、広島、長崎、ビキニ、そして、福島、この4つの原発事故を含めた核をなくそうという、その被害を私たちはなくさなければいけないということで、原子力の事故のこともあえて、今、平和を求める皆さんからは、福島を忘れるなど、福島を繰り返すなどという言葉もあります。実際に、やはり核兵器禁止条約の中の製造に当たる、含まれるプルトニウムですよ。その関係で、製造の開発、その中の基になるプルトニウムによって、原発の時には事故が起こって被曝をしてしまった。

いろんな核実験をやっているところでも、原子力発電をやっているところでも事故が起こって、ソ連のウクライナでしたっけ、あっちのほうでもありましたし、だから、私たちは、被爆の「バク」は違いますけれども、与える内部被曝になってしまうということで、福島を逆に外してはいけないということ鑑みて、入れております。

- 岡田光正委員 逆に、私は、これ自体はいいと思うんですけども、福島の問題は別にしたほうがむしろ理解が得られる。核兵器禁止条約であって、核兵器ですから、福島の原発の問題はまた別問題として捉えておりますので、私なんかの場合は。

確かにおっしゃることも分かるし、いわゆる核の問題というのは大きな問題ではありますが、それはまた別な問題として、今回の国際条約、この核兵器禁止、核拡散防止、これを日本がやっている以上、やはり日本が対象にということ求めているという形のほうがよろしいんじゃないかと、ここの部分だけは引っかかるかもしれませんが。ですから、修正が必要かなと思います。

- 深田百合子委員 これは、請願者の思いと運動をされている皆さんの思いが含まれていると思いますが、今、藤枝市議会と富士宮市議会の意見書を確認したところ、被爆とは入っていないということで、これは皆さんの議論でまた修正をしていただくということ

は、今、岡田委員がおっしゃったように、それは可能であると思います。

- 内田修司委員 私も岡田委員と同様の意見なのですが、核ということで広く問題を提起するとなると、実際に核の事故でお亡くなりになった方もいらっしゃいます。東海村でしたっけ。ということもあるんですけど、ここは特に修正を入れておかないと、実際、福島原発の被災をされた方々からすると、ここに、核兵器の意見書に我々も入れられてしまうというところを気にされる方もいらっしゃるかなと思いますので、そこは修正という点については考えたほうがいいかなというふうに思います。

引き続き、下段の真ん中下の辺りに出てくる、これも文言で申し訳ないんですが、平和的責務という単語が真ん中辺りに1か所と一番最後の文章のところにあるんですね。平和的責務ということは、何となくは分かるんですけど、これが要はこういった単語といますか、文章はあるのかなと思って、いろいろインターネット等を使って検索をかけたんですけど、平和的責務という表現は、私が少なくとも調べた範囲では当たらなかったもので、恐らく平和的な活動に対する責務とか、そういった表現を縮めているのかなと思うんですけど、ここも非常に気になりますし、もう一つは、地元、焼津市議会が平和的責務を認識してという、ここまでの表現がどうなのかなというふうには思いました。

- 石原孝之委員 私もこの文章の趣旨には賛成です。それと、賛成なのですが、岡田委員や内田委員が言うとおりの、やはりこれを一緒にしないほうがいいというところは、ここの中で事故と兵器はちょっと違うので、ここは分けたほうがいいという意見です。

以上です。

- 松島和久委員長 ほかに御意見ございますか。

- 須崎 章副委員長 私も、皆さん、御意見いただきまして、全く同じようなところで注目をしていくのかなというふうに思いますけど。

ここまでの経過は、平成29年の3月22日に「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書」、それから、平成29年の10月6日に、「核兵器のない世界を目指し、世界各国の核兵器禁止条約の早期批准のためリーダーシップをとり核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務めることを強く求める意見書」というのは提出されまして、そして、昨年11月に、議案提出された案件については不採択となっております。

そして、今回出た意見書は、今までの2回出た意見書の段階を踏んだ形での意見書になっていると思っておりますので、やはり一步一步階段を進んでいく上には、3段目の階段を踏み外すことのないようにやはり、議会としても考える必要があるのかなというふうに思っております。

そして、日本の今のこの意見書であるとか、その辺がどのような状況になっているかということをもインターネットで調べまして、ちょっと古いですけども、令和3年の、今年4月14日現在、560の自治体会議で採択されまして、県、市町村、合計1,788団体の約31%になっていました。

そして、また、静岡県内では、4月22日現在で調べたところ、核兵器禁止条約の署名批准を求める意見書は4つの市、そして、建設的な議論を求める意見書は静岡県議会ほか3つの市町でありまして、全部で35市町村のうち20%になっているというのが状況に

なっております。

ですので、やはりこの辺のところも踏まえながら、先ほど深田委員のほうから富士宮と藤枝市、その意見書のほう、それから、あとは沼津市であるとか、あと、県外のほうでは広島市の意見書もインターネットで調べてみて、いろいろな文言もあったり、内容をもう少し吟味しながら進めなくてはいけないのかなというふうに思いまして、先ほども内田委員のほうからもお話がありましたとおり、修正したらどうかということもありますので、今日は意見書に対しての皆さんの御意見ですので、これを踏まえながら、もう少しいろいろな角度から資料等を調査しながら進めるのはいいのかなというふうに思いますので、今日以降、また、次回以降に、この辺のところもいろいろと御意見を出していただいてから進めるのがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○池谷和正委員 最初に、今までこの委員会でそれぞれが調査してきて、時間もあつたんですけど、1つこれはどうかなと思ったのが、今ここの委員だけで審議をしていますけど、議会全体に、請願ということで、それぞれの議員がどれぐらいの熱量でこの請願に対して前向きに考えているかというところからスタートしていかなきゃならないんじゃないかということで、特にこの委員会のメンバーは、私が知る限りでは真剣に調査研究をしてきたというのは見させてもらってきたんですけど、最終的には、それぞれの意見を今日一度お互いに聞いてその先をどうするかということで、中には十分理解していない議員もいる中で、私たちは、逆に言うと調査研究をしながら、先ほど深田委員のほうから紹介議員ということもありまして、最初は、出すときには、私たちもいつもそうですけど、たたき台じゃないですよ、思いも込めて文書を出してくるというのは十分分かってるもんですから、先ほど聞いていたら、修正ももしあつたら提案してくれたらどうですかというお言葉もいただきましたので、その辺も踏まえて、もう一度、ほかの、要はこの委員会以外の議員にも同じレベルの情報、調査研究しながら訴えていくのも私たち委員会の努めでもあると思いますので、今、須崎委員のほうからもお話があつたように、この段階ではとてもじゃないけど、まだしっかりとした方向性というか、文言修正も含めてですけど、委員会の中で話がまだ煮詰まらないということで、私のほうからももう少しお時間をいただいて、調査、審査、両方していただきたいというお願いも込めて、意見とさせていただきます。

○深田百合子委員 この請願に対して委員会の皆様がそれぞれ調査したり御意見をいただいて、それで、前向きに一生懸命頑張っていたいただいているという、この間の取組を感じております。

今、池谷委員からおっしゃった、もう少し字句の修正とか、焼津市議会全体の議員のやはり熱意というんですか、重みをどれだけ感じているのかという、その温度差がすごくあるということだと思うんですよね。特に市民派議員団さんと、あと、うちの共産党議員団は紹介議員にもなっておりますので、その辺のところはないんですけども、凌雲の会さんとか公明党議員団さんの全体の御意見はちょっと分からないというのが正直なところなんです。

池谷委員がなぜ全体の議員の意見がちゃんとそろったほうがいいという御意見をおっしゃったかというのは、やっぱり焼津だからだと思うんです。広島、長崎に続く焼津

市だから。だから、私たちは、焼津市、ビキニの事件を抱えた焼津市民として、市議会として、しっかりと国に意見書を上げていく、そういう意思統一というのはすごく大事なことだというふうにも思いました。

ですから、次回までにどれほどの皆さんが意思統一できるのか、その辺の見通しというのはありますでしょうか。

○池谷和正委員 今、深田委員言われているのはごもっともなんですけど、確かに、いろんな意味で言うと、やり方ですよ。この審査の進め方をしていくときには、最終的には焼津市議会全体で文章をという形になると思うんですけど、そのときには委員長のほうから報告はあるんですけど、そのときは全議員が承知の上で前へ進めていくというのが過去2回のそれぞれやられてきたあれだったんですけど、過去2回もそうですけど、過去2回のやつもしっかり、それじゃ、そのときそのときで、どれぐらいの熱量でそれこそ携わってきた議員がいるかという話になってくると未知数なところもあるんですけど、今、深田委員のことを言われると、市議会全体の、雑には扱ってはいないんですけど、皆さんそれぞれあれなんですけど、やっぱり担当の委員会での審議という委員会委員会で全部区切られちゃうもんですから、その辺はどうしても皆さんとお会いして、今回こういう請願についてどういう御意見お持ちですかという意見の、そういう聞き取りというのはしなきゃならないと思うんですよ。

その時間も当然まだ足りていないというのが、先ほど私の言っている全てだったもんですから。ただ、全く全員が今の状況では同じ方向には向いていないというのは肌で感じているところはあるもんですから、お時間をいただきたいということで。

ただ、先ほど内田委員のほうからも言われたんですけど、自分たちの会派で言うならば、会派の中でもこの文章についてどうかな、この単語についてどうかなという、そんなことはあるんですけど、実際は、今日のこの審議を経て深田委員のほうに聞いていただいて、それから次へ進むもんですから、そういうのが、今までもそうですけど、審議の時間、回数というのは、皆さんは限られた中で審議されるんですけど、最大限、委員会じゃないところでの調査研究の時間を、やっぱり過去2回のことも踏まえると、しっかりしていかなきゃまずいかなと。それだけ今この文書に対しても真剣にみんなは考えている、これが逆に言えば証拠かなというか、今の現状を分かっていたきたいなど。

じゃ、次、修正案を出せるかといったら、当然そこまでも段階的にはまだ未熟な段階でもあるもんですから、できれば今回は全体の意識を上げるというのが1つと、できれば次の段階へ、文言の修正まで含めてまた次は提示できるような段階に持っていけるように努力はしますので、またお時間いただきたいという、その2点が大きくありますので、よろしく願いいたします。

○岡田光正委員 今聞いたけど、平成29年という、私もいなかったんだ。うちは今のいわゆる一回生議員がいらっしやらないんだよね。そのときにどういう議論をされたかというのは分からないんだけど、その辺は後で聞きますけれども。

実際のところ、今、内田委員からもいろいろ言われたように、中を吟味できるだけに皆さんは成長されているもんですから、根本的に思想が違わなければ、あとは、文字の問題だけだと思うんですよ。だもんですから、そのところをぜひ池谷委員とか、既に経験されている委員から説明をいただいて、そして、できるだけ早いうちに皆さんが理

解できるような若干の修正で、多分そのまま平成29年の10月を見れば、文面等。

結局、さっき副委員長おっしゃったように、段階を踏んでいますので、3月、10月、そして、今度、これを出したけど、やってくれないんじゃないか、まだ日本はということで、これが出るということでもっと踏んでいますので、文章だけだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

- 深田百合子委員 焼津市議会としてしっかりとした意見書を出していただけるために、皆さんの御意見をやっぱり尊重しなきゃいけないなというふうにも思いました。

1つ聞いていただきたいのは、先日、2月14日だったか、静岡県母親大会が大富公民館でありまして、そのときに、大石又七さんの義理の妹さん、大石又七さん、第五福竜丸の元乗組員の方の、講演していただいたんですけども、その方のお姉さんが大石又七さんと結婚されているんです。当時、やはりすごく大問題になって、差別がひどくて、そこでいたたまれず東京に行ったと。その後、ずーっと沈黙していた大石さんが、豊洲移転の問題でマグロ塚がなくなってしまうと、撤去されるという問題があって、そこからやっぱり自分が発信していかなければいけないんだということで、そこから何十年もかかった後によく、第五福竜丸展示館、そこに来る小学生とか、マーシャル諸島まで行って自分の体験を語ったと。

そういうお話を妹さんがしてくれたんですね。当時のマグロ塚のところは大石さんは自分が文章がうまく書けないからといって、義理の妹さんに頼んで新聞投稿をしていただいたという、そういう経緯があって、そのときに大石又七さんが言っていたのは、核兵器廃絶を求める運動は3.1ピキニとか第五福竜丸の過去の事件の問題ではなくて、将来の命の問題だということで、子どもさんや若い人たちに繰り返さないようにということで、命をかけて訴えている、700回も訴えたというお話を聞いて、私、本当にその講演のお話を聞いたときに感動したんですね。過去が焼津にいろんなことがあったけれども、今、私たちはこれから生きる子どもたちのために、孫たちのために何ができるかと。その立場でやはり意見書を考えていただきたいと、そのことをお願いしたいと思います。

- 松島和久委員長 どうですか。意見は出し尽くしたというところで、今日の分はよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 松島和久委員長 それでは、今意見は出た中で、やはり継続審議としてもっと深めていきたいところだと思います。個人あるいは議員としても、議会としても、この状況をよく一人一人がかみ砕いて判断するというのも必要だということだもんですから、どうしても今回採決にはとても無理かなと思いますので、これを継続審議とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 松島和久委員長 それでは、継続審議という形で意見を打ち切らせていただいて、次回以降にまた継続審査を再度審査したいということを決意いたしました。

次回の審査の予定は事務局のほうと相談しながら決めていきたいと思いますので、今日決定は出せませんが、後日、改めて次回の審査の日程を御連絡させていただきたいと思います。

今日いろいろな意見が出てきて、一人一人からもきちんと意見を聞くことができました。今後、こういう形できちんとお話が全員で参加できるような形を望んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これもちまして、本日の審査を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

閉会（9：32）